

## 議案第32号

### 仕事と家庭生活等との両立を図るための職員の勤務時間関係条例の整備に関する条例の 設定について

次のとおり仕事と家庭生活等との両立を図るための職員の勤務時間関係条例の整備に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

仕事と家庭生活等との両立を図るための職員の勤務時間関係条例の整備に関する条例

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。<u>以下「育児休業法」という。</u>）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（<u>育児休業法</u>第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（<u>育児休業法</u>第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>育児休業法</u>第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（<u>同法</u>第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（<u>同法</u>第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定に</p>

除き、4週を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

## 5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

### 第3条 略

## 2 略

3 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員及び次条又は第7条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週を超えない範囲内で人事委員会規則で定める期間（以下この条において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

かかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

## 5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

### 第3条 略

## 2 略

4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある子の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第17条第1項第2号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第10条第4項において同じ。）の介護をする職員であって、人事委員会規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項若しくは第4項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項から第4項まで又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 略

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるとき及び第3条第4項の規定により勤務時

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 略

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるときは、この限りでない。

間を割り振る場合は、この限りでない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 略

2・3 略

4 任命権者は、配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第17条において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

5 略

(無給休暇)

第17条 無給休暇は、次のとおりとする。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 略

2・3 略

4 任命権者は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第17条第1項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第17条第1項において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

5 略

(無給休暇)

第17条 無給休暇は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 子育て部分休暇 職員（育児短時間勤務職員等及び育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けた職員を除く。）が、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 介護休暇 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間

(2) 海外随伴休暇 4年を超えない期間内において必要と認められる期間

(3) 子育て部分休暇 始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間内において、1日につき2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）

(1)・(2) 略

2 無給休暇の期間は、前項第1号に掲げる休暇にあつては同号に規定する者の各々が同号に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間とし、同項第2号に掲げる休暇にあつては4年を超えない期間内において必要と認められる期間とする。

第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間)の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間

- 3 介護休暇及び子育て部分休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 4 海外随伴休暇については、いかなる給与も支給しない。
- 5 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、海外随伴休暇の期間は、同条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。
- 6 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第1項（海外随伴休暇に係る部分に限る。）、第4項及び前項の規定は、適用しない。

- 3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 4 第1項第2号に掲げる休暇については、いかなる給与も支給しない。
- 5 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、第1項第2号に掲げる休暇の期間については、同条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。
- 6 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第1項（同項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。）、第4項及び前項の規定は、適用しない。



(臨時的任用職員の休暇)

第19条 臨時的任用職員（地方公務員法第22条の規定に基づき臨時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び育児休業法第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の休暇については、人事委員会規則で定める。

(臨時的任用職員の休暇)

第19条 臨時的任用職員（地方公務員法第22条の規定に基づき臨時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の休暇については、人事委員会規則で定める。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p>

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、教育委員会が定める。

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で教育委員会が定める。

4 育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、教育委員会が定める。

3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で教育委員会が定める。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方

職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。

## 5 略

（週休日及び勤務時間の割振り）

### 第3条 略

## 2 略

3 市町村教育委員会は、職員（人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で人事委員会規則で定める期間（以下この条において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることが

公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。

## 5 略

（週休日及び勤務時間の割振り）

### 第3条 略

## 2 略

できる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

4 市町村教育委員会は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある子の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第15条第1項第2号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第8条第4項において同じ。）の介護をする職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として  
人事委員会規則で定めるもの

(週休日の振替等)

第5条 市町村教育委員会は、職員に第3条第1項若しくは第4項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項から第4項まで又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 略

(週休日の振替等)

第5条 市町村教育委員会は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 略

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるとき及び第3条第4項の規定により勤務時間を割り振る場合は、この限りでない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条 略

2・3 略

4 市町村教育委員会は、配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第15条において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

5 略

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるときは、この限りでない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条 略

2・3 略

4 市町村教育委員会は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第15条第1項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第15条第1項において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

5 略

(無給休暇)

第15条 無給休暇は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 子育て部分休暇 職員（育児短時間勤務職員等及び育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けた職員を除く。）が、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 介護休暇 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間

(2) 海外随伴休暇 4年を超えない期間内において必要と認められる期間

(無給休暇)

第15条 無給休暇は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

2 無給休暇の期間は、前項第1号に掲げる休暇にあっては同号に規定する者の各々が同号に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間とし、同項第2号に掲げる休暇にあっては4年を超えない期間内において必要と認められる期間とする。

(3) 子育て部分休暇 始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間内において、1日につき2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間

3 介護休暇及び子育て部分休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

4 海外随伴休暇については、いかなる給与も支給しない。

5 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、海外随伴休暇の期間は、同条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

6 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6第1項

3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

4 第1項第2号に掲げる休暇については、いかなる給与も支給しない。

5 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、第1項第2号に掲げる休暇の期間については、同条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

6 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6第1項



若しくは第2項の規定により採用された職員については、第1項（海外随伴休暇に係る部分に限る。）、第4項及び前項の規定は、適用しない。

（臨時的任用職員の休暇）

第17条 臨時的任用職員（地方公務員法第22条の規定に基づき臨時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び育児休業法第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の休暇については、人事委員会規則で定める。

若しくは第2項の規定により採用された職員については、第1項（同項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。）、第4項及び前項の規定は、適用しない。

（臨時的任用職員の休暇）

第17条 臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の規定に基づき臨時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の休暇については、人事委員会規則で定める。

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第3条 職員の修学部分休業に関する条例（平成16年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

## 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項に規定する修学部分休業（以下「修学部分休業」という。）及び法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業)

第2条 任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員にあっては、市町村又は同法第2条の市町村の組合に置かれる教育委員会とする。以下同じ。）は、法第26条の2第1項に規定する場合においては、1週間を通じて職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第2条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第2条第1項に規定する勤務時間に2分

## 職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業)

第2条 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業の承認は、1週間を通じて職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第2条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第2条第1項に規定する勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。

の1を乗じて得た時間を超えない範囲内で、5分を単位として、  
修学部分休業を承認することができる。

2・3 略

(高齢者部分休業)

第3条 任命権者は、法第26条の3第1項に規定する場合におい  
ては、職員（管理又は監督の地位にある職員その他の職務の特  
殊性を考慮して人事委員会規則で定める職員を除く。次項にお  
いて同じ。）に対し、1週間を通じて20時間を超えない範囲内  
で、人事委員会規則で定める時間を単位として、高齢者部分休  
業を承認することができる。

2 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員が勤務しない時  
間の延長を申請した場合において、公務の運営に支障がないと  
認めるときは、勤務しない時間が1週間を通じて20時間を超え  
ない場合に限り、当該延長を承認することができる。

3 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

(休業中の給与の減額等)

第4条 職員が修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けて

2・3 略

(修学部分休業取得中の給与の減額)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、

勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 高齢者部分休業をした職員に対する職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、高齢者部分休業をした期間を同条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

（休業の承認の取消し）

第5条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

（1）～（3） 略

2 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は勤務しない時間を短縮するものとする。

職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（修学部分休業の承認の取消事由）

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

（1）～（3） 略

(人事委員会規則への委任)

第6条 略

(人事委員会規則への委任)

第5条 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。